

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月21日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラファンドマスタートズ世界債券Aコース ノムラファンドマスタートズ世界債券Bコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ノムラファンドマスタートズ世界債券Aコース 2兆円を上限とします。 ノムラファンドマスタートズ世界債券Bコース 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

（以上を総称して「ノムラファンドマスターズ世界債券」、「ノムラファンドマスターズ世界債券（毎月分配型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

また、「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース」を「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース＜為替ヘッジ付き＞」または「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース（為替ヘッジあり 毎月分配型）」、「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース」を「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース＜為替ヘッジなし＞」または「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース（為替ヘッジなし 毎月分配型）」という場合があります。あるいは、ファンド名称を簡略化して、「ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース」を「Aコース」、「ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース」を「Bコース」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（７）【申込期間】

2025年10月22日から2026年10月20日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 毎月分配を行ないます。

◆ファンドは、原則として毎月20日(同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

② 世界の様々な種類（通貨、発行者の国籍や種別、格付等）の債券に幅広く投資することによりリスクの分散を図ります。

◆世界の様々な債券に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

③ 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に投資します。

◆運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

④ 為替変動リスクをヘッジ（軽減）するAコースと、ヘッジしないBコースがあり、A／Bコース間でスイッチングが可能です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直

接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドを

いう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

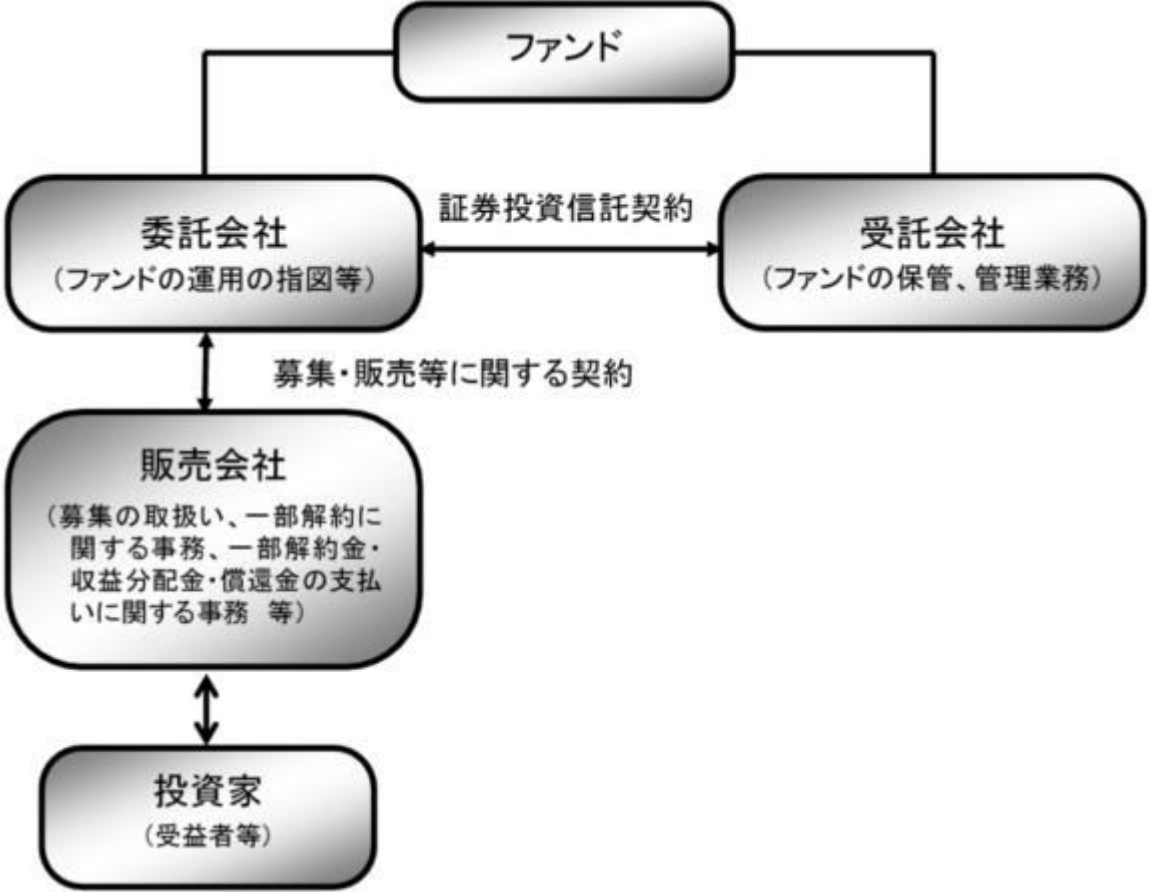
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

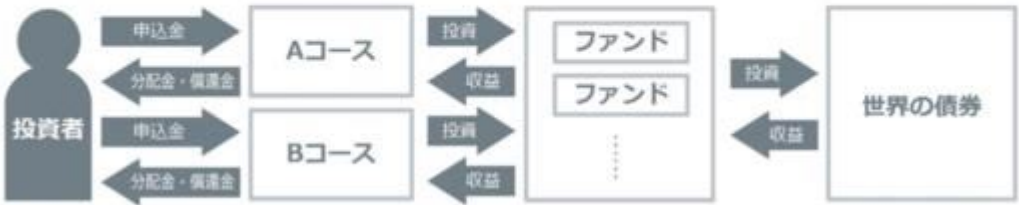
2004年7月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■委託会社の概況(2025年9月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2]野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

[4]債券の種別等毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数	比率
米国債券	ブルームバーグ・米国総合インデックス	10%
欧州債券	ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス	30%
豪州債券	ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス	10%
ハイ・イールド債	ICE BofA Global High Yield Constrained Index	25%
エマージング・マーケット債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドを80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数	25%

◆Aコースのベンチマークの計算にあたっては、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(以下「円ヘッジベース」といいます。)を用います。

◆Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(「円換算ベース」といいます。)を用います。

※ベンチマークの指数について

「ICE BofA Global High Yield Constrained Index」の円ヘッジベース、円換算ベースの算出にあ

たっては、委託会社においてICE Data Indices, LLCが算出する指数に基づき、指数構成国の各通貨建てのハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスを用いて、組入資産・為替の評価時点やヘッジコスト等を考慮して独自に合成しています。

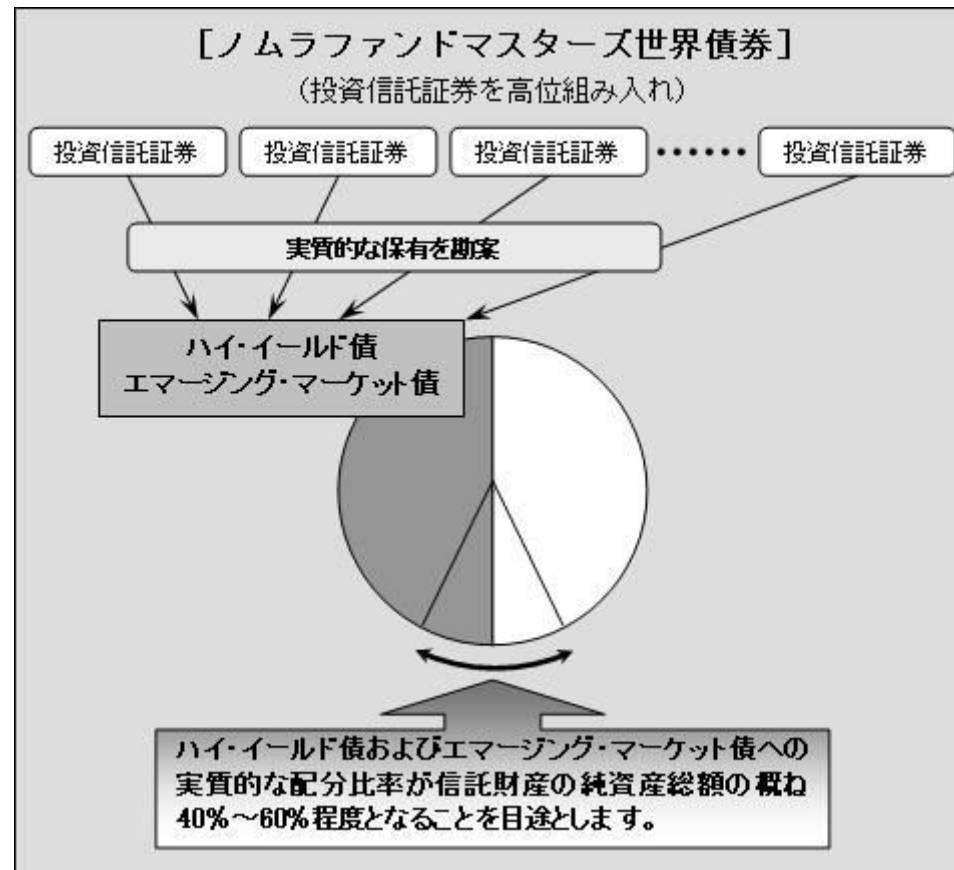
◆ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

◆ポートフォリオの構築にあたっては、ベンチマークにおける債券の種別等の配分を意識しつつ、運用を行なうことを基本とします。

◆特に、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債への配分比率[※]が信託財産の純資産総額の概ね40%～60%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

※投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。

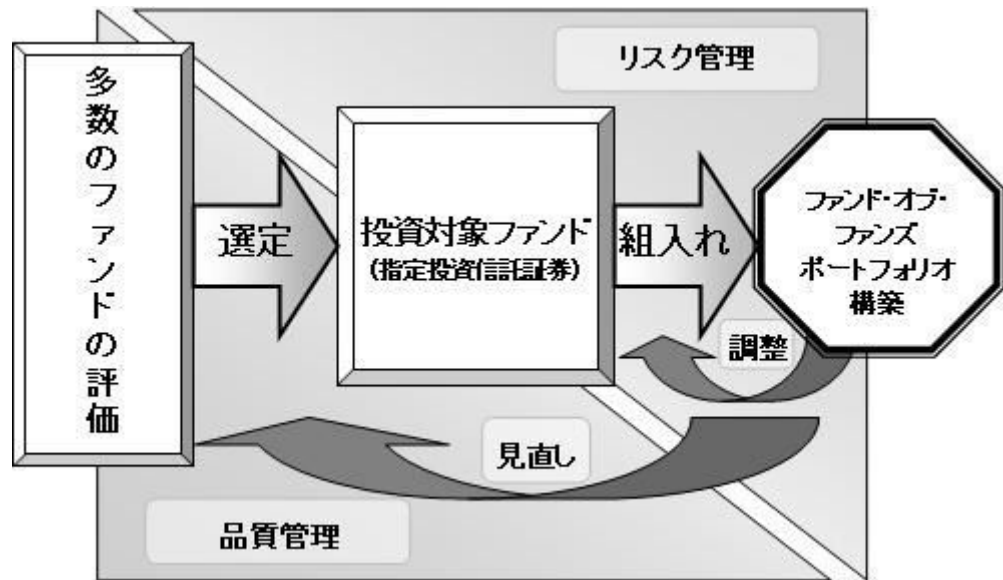


[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整

します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）について

- ◆野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

(2) 【投資対象】

世界の様々な債券[※]に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※「世界の様々な債券」とは、世界の国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などを指します。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を含みます。

- ◆各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

[Aコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

[Bコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

◆各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
ノムラブラックロック米国債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラブラックロック米国債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC＜外国籍投資信託＞	NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD＜外国籍投資信託＞
フランクリン・テンブルトン・オーストラリア債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	フランクリン・テンブルトン・オーストラリア債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFD＜外国籍投資信託＞
野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FD＜外国籍投資信託＞
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FD＜外国籍投資信託＞

※前述の指定投資信託証券の一覧は2025年10月21日現在です。

今後、前述指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から

除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」と「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。本書では、これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD」と表記する場合があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分省略して記載する場合があります。

「FC」は原則として為替ヘッジ等を行ない、「FD」は原則として為替ヘッジを行ないませんが、その他の実質的な運用方針は基本的に同一です。なお、Aコースは「FC」を、Bコースは「FD」を組み入れます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま

す。)

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2025年10月21日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) FC(「FC」といいます。)はブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)^{※1}を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) FD(「FD」といいます。)はブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)^{※2}を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「ブルームバーグ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「ブルームバーグ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB一格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。
 - ②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。
 - ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
 - ④マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。
 - ⑤FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク[※]の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ※マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。
- ⑥マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
 - ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラーブラックロック米国債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーブラックロック米国債券オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国ドル建の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーブラックロック米国債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）[※]をベンチマークとします。またノムラーブラックロック米国債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）[※]をベンチマークとします。

※1「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）」はブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2025年4月10日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.38%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①公社債への投資にあたっては、主として、(i)米国の国債(政府機関債を含む。以下同じ。)(以下「米国国債」といいます。)、(ii)会社およびその他の発行体によって発行された債券(以下「社債」といいます。)および(iii)下記に規定しているアセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

②マザーファンドにおいては、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

③マザーファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

(i)相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択

(ii)デュレーション管理

(iii)個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析

(iv)徹底した信用分析

④マザーファンドにおける米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

⑤マザーファンドにおける社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行うためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

⑥アセット・バック証券とは、主として米国ドル建のモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMBS」）、(狭義

の) アセット・バック証券(「ABS」)およびこれらに類似した証券などを総称していいます。マザーファンドにおけるアセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

- ⑦ マザーファンドにおけるファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑧ マザーファンドにおいて投資する証券は、主として、投資適格格付(BBBー、Baa3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上(Bー、B3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるもの)の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。
- ⑨ マザーファンドにおいて投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。
- ⑩ FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑪ ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)にマザーファンドの海外の公社債等(短期金融商品を含む)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑫ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ります。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつ

た場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラーマッコーリー豪州債券ファンドFC／FD (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーマッコーリー豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーマッコーリー豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーマッコーリー豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円ヘッジベース）」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーマッコーリー豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2006年9月14日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.55%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。
- ② モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。
- ③ 公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットिंग）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。
- ④ ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑤ マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。
- ⑥ FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦ マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC/FD**(A) ファンドの特色**

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないます。

NPEB パン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

ファンドの設定日 (2015年4月9日) から149年

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46% (年率) とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。
- ②FC の実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ③現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。
- ④資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。
- ②有価証券（現物に限る）の空売りは行いません。
- ③株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）を行使したもの限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ④資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券（除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

各ファンドは、親投資信託であるフランクリン・templton・豪ドル債券マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円ヘッジベース）[※]を参考指標として運用します。また、フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）^{※*}を参考指標として運用します。

*（為替ヘッジなし、円換算ベース）とは、委託会社が同インデックスを円ベースに換算したものです。

※ 「Bloomberg^(R)」およびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

各ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・豪ドル債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2022年10月13日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.47%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

豪ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を実質的な主要投資対象とします。
投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA－／A3以上の格付を付与されたものとします。
- ②デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ③シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ④FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。
FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦マザーファンドにおいては、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

- ①株式（新株引受権証券等を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ②投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Allspring Global Investments, LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.35%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。
- ②投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Insight Investment Management（Global）Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.45%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

汎欧州通貨建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。
- ② 投資顧問会社が、欧州債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③ 副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④ 投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤ FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
PGIM, Inc.
Mackay Shields LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.55%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA US High Yield Constrained Index (円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (円ヘッジベース)^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (円換算ベース)^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (円ヘッジベース)」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (円換算ベース)」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Threadneedle Asset Management Limited
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA European Currency High Yield Constrained Index (円換算ベース) の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村エマージング債券ファンドFC／FD (適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国[※]の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2007年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

①新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

②新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

③マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。

・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。

・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

④マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

⑤マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

⑥FCにおける、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑧投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑨ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (円ヘッジベース)」はJP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Pacific Investment Management Company LLC
Marathon Asset Management, L.P.
MetLife Investment Management, LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.60%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (円換算ベース) の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー新興国現地通貨建債券FC/FD**(A) ファンドの特色**

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券（以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）^{※1} を参考指数とします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company LLP

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■指数の著作権等について■

※「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

※ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース) (以下、当該指数といいます。) は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社 (以下「ブルームバーグ」と総称します。) またはブルームバーグのライセンサーが、当該指数に対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、当該指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、当該指数、または当該指数に関連するデータもしくは価値または当該指数から得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、当該指数の商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、当該指数またはこれに関連するデータもしくは価値に関係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません (これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。)。当該指数のいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨 (すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨) またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。当該指数から得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。当該指数が提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の野村アセットマネジメント株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびに当該指数のライセンス付与のみであり、当該指数は、野村アセットマネジメント株式会社またはノムラマッコーリー豪州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)(以下、当該プロダクトといいます。)を考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、当該指数の決定、構成または算出において、野村アセットマネジメント株式会社または当該プロダクトの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。当該プロダクトは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売しまたは促進するものではありません。

※ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。「ICE BofA US High Yield Constrained Index SM/ (R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社 (「ICEデータ」) の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

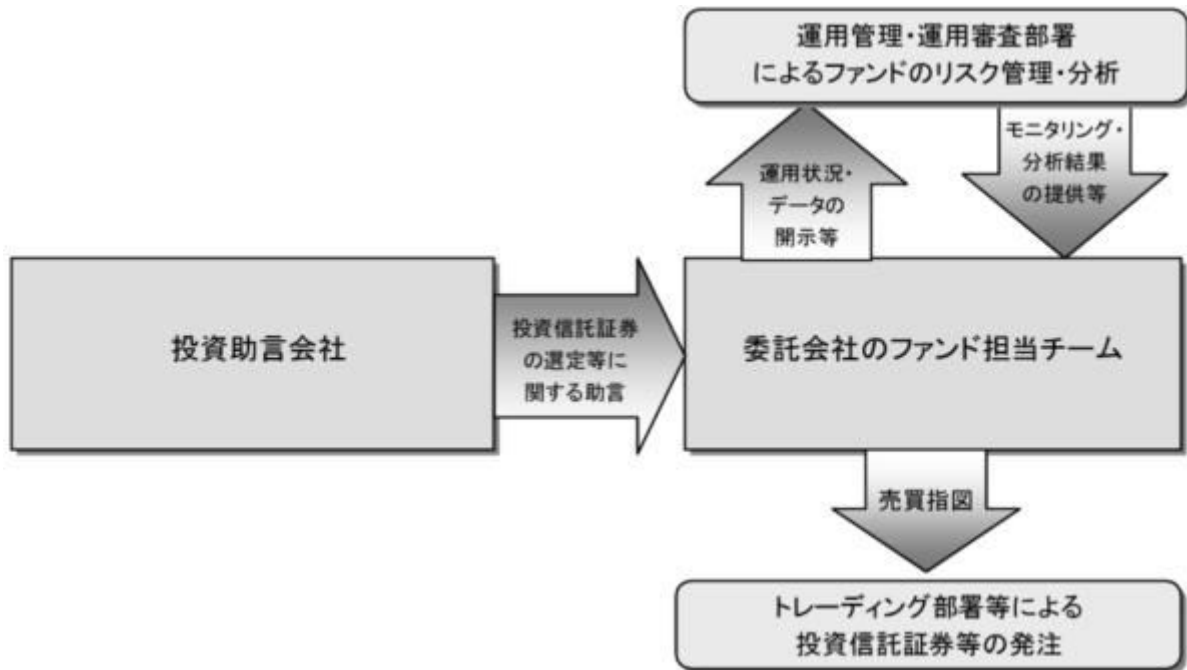
※ICE BofA European Currency High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、英ポンド、ユーロ建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index SM/ (R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社（「ICEデータ」）の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル (JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI Global) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (JP Morgan GBI-EM Global Diversified) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

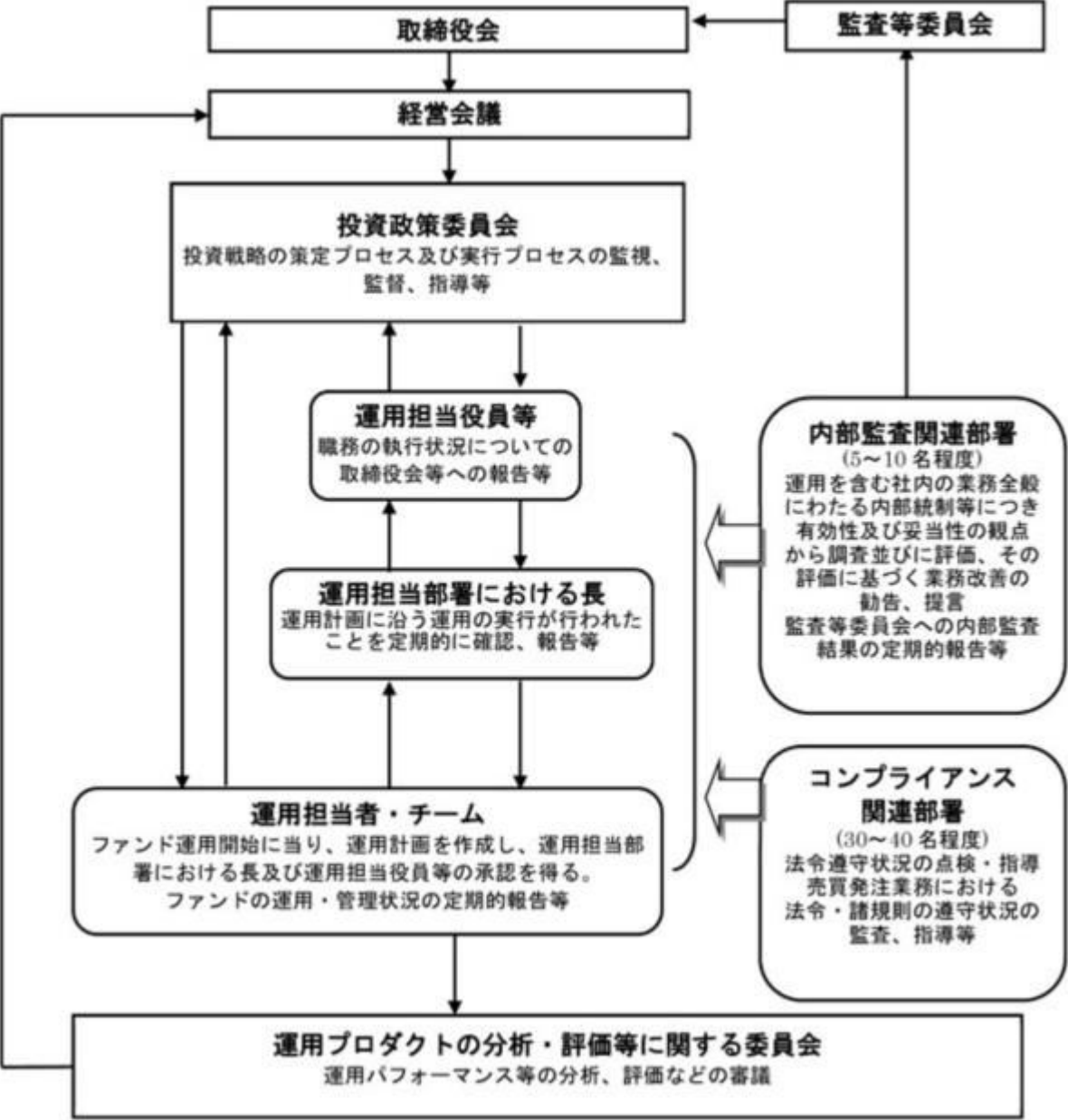
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

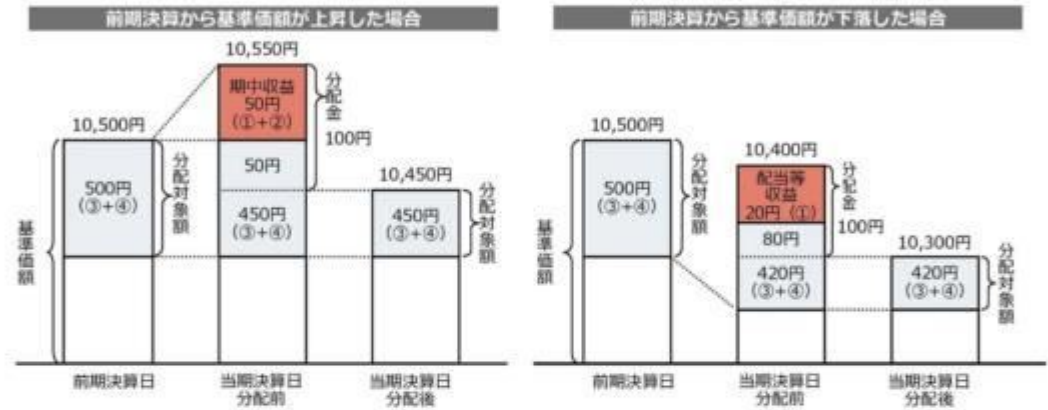
＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
 - ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



（５）【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

③デリバティブの使用（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーでできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥公社債の借入れ(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることが出来ます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の

純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第32条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に

よる損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「A コース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります。その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

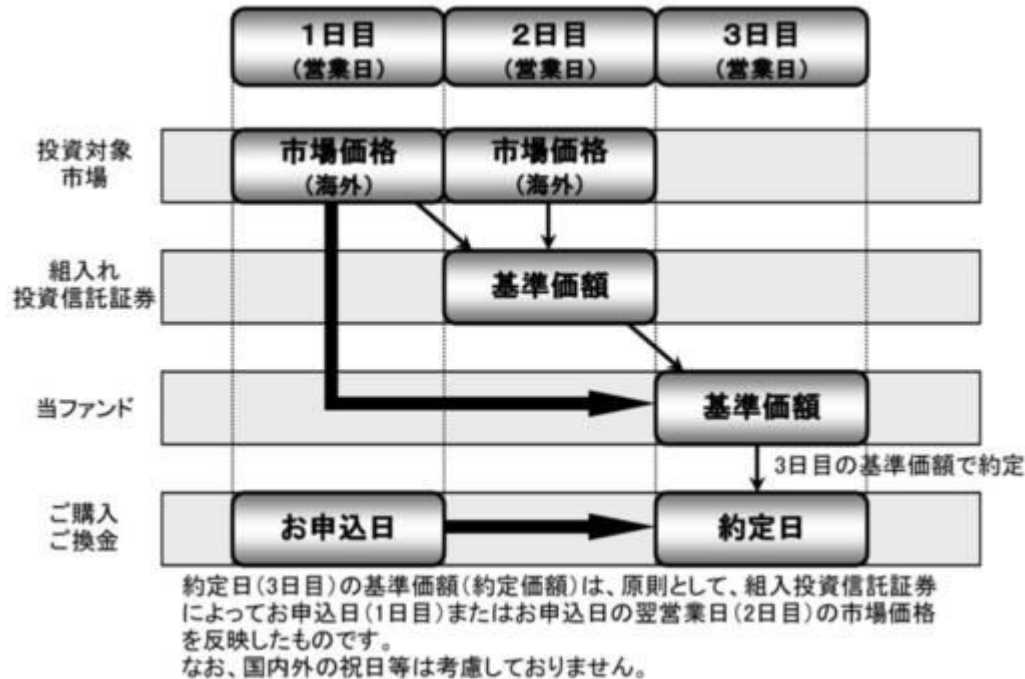
《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ◆ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現

金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

- ◆ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ◆ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下記の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



「委託会社におけるリスクマネジメント体制」

「リスク管理関連の委員会」

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

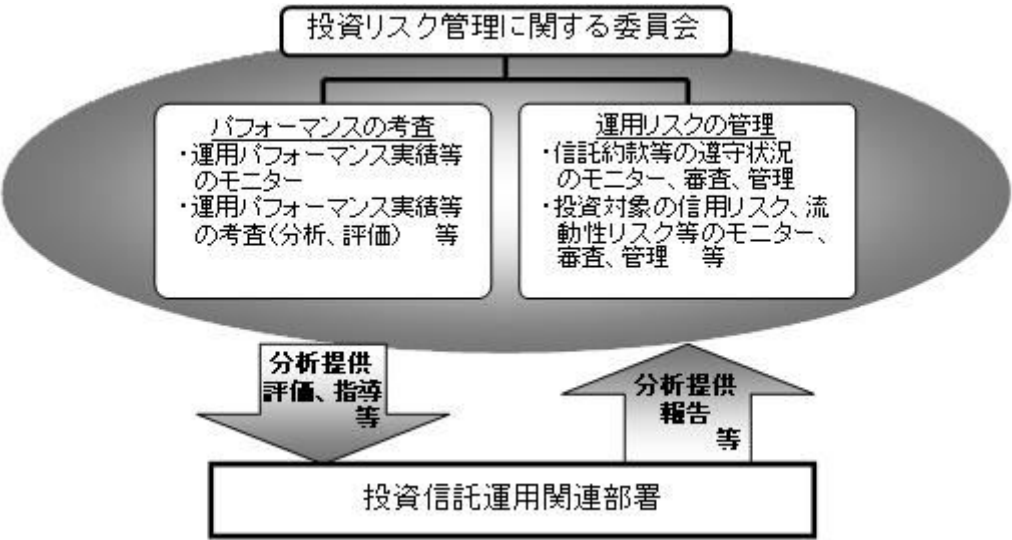
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流

動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

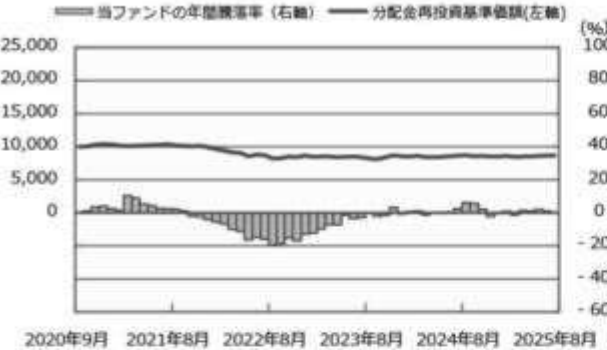


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

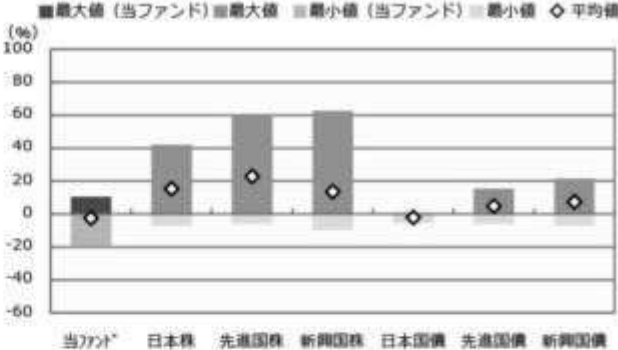
■ リスクの定量的比較（2020年9月末～2025年8月末：月次）

ⅠAコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 19.6	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 2.4	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

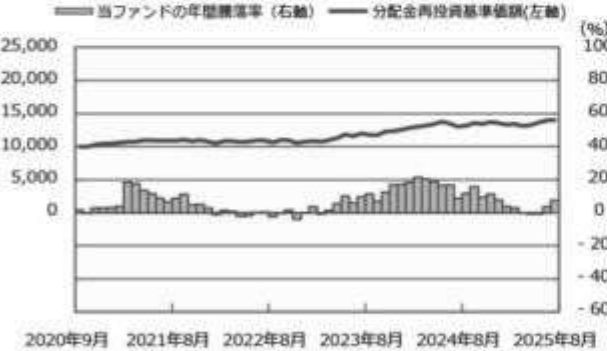
* 2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

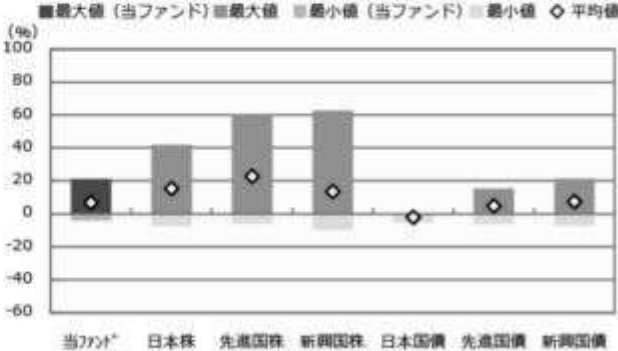
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ⅠBコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	6.7	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数化しております。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社JPM総研又は株式会社JPM総研の関連会社（以下「JPM」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPMが有します。JPMは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPMにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPMは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.2%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.825%（税抜年0.75%）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

<信託財産の純資産総額 [※] >	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
500億円以下の部分	年0.36%	年0.36%	年0.03%
500億円超の部分	年0.37%	年0.36%	年0.02%

※「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組

入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.40%±0.10%程度

＊ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

＊上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2025年10月21日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

＜支払先の役務の内容＞

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いた

だきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

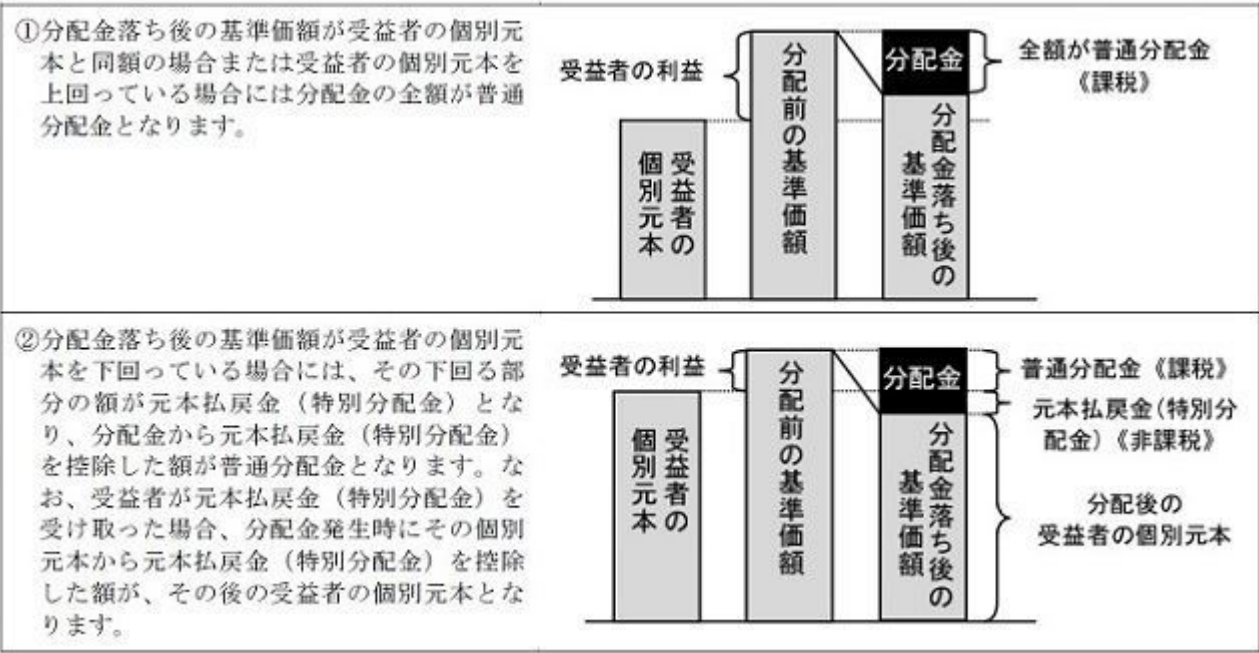
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った

場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 （①＋②＋③＋④）	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
Aコース	1.58	0.83	0.00	0.54	0.21
Bコース	1.56	0.83	0.00	0.54	0.19

（2024年7月23日～2025年1月20日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

* 各比率は、年率換算した値です。

* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】**ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	72,520,669	25.13
	ケイマン諸島	213,379,442	73.96
	小計	285,900,111	99.10

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,581,263	0.89
合計（純資産総額）		288,481,374	100.00

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,623,767,571	25.36
	ケイマン諸島	7,630,011,082	73.77
	小計	10,253,778,653	99.14
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	88,859,803	0.85
合計（純資産総額）		10,342,638,456	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	6,243	8,340	52,066,620	8,395	52,409,985	18.16
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	4,984	9,177	45,738,168	9,178	45,743,152	15.85
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	6,833	6,338	43,307,554	6,325	43,218,725	14.98
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	2,829	9,817	27,772,293	9,850	27,865,650	9.65
5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC	2,937	7,752	22,767,624	7,760	22,791,120	7.90
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	2,344	8,439	19,781,016	8,414	19,722,416	6.83
7	日本	投資信託受益証券	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	1,897	8,873	16,832,081	8,854	16,796,038	5.82

8	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	1,928	7,771	14,982,488	7,800	15,038,400	5.21
9	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FC	3,604	4,014	14,466,456	4,011	14,455,644	5.01
10	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	1,359	10,634	14,451,606	10,607	14,414,913	4.99
11	日本	投資信託受益証券	ノムラブラックロック米国債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	784	9,986	7,829,024	10,035	7,867,440	2.72
12	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	541	10,314	5,579,874	10,308	5,576,628	1.93

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.10
合 計	99.10

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	125,067	14,432	1,804,966,944	14,493	1,812,596,031	17.52
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	103,387	16,265	1,681,589,555	16,172	1,671,974,564	16.16
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	135,371	11,344	1,535,648,624	11,293	1,528,744,703	14.78
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	71,097	14,726	1,046,974,422	14,738	1,047,827,586	10.13
5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD	77,820	10,771	838,199,220	10,728	834,852,960	8.07
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	50,336	14,529	731,331,744	14,392	724,435,712	7.00
7	日本	投資信託受益証券	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	56,819	10,947	621,997,593	10,932	621,145,308	6.00
8	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FD	32,050	16,833	539,497,650	16,854	540,170,700	5.22

9	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	34,917	14,914	520,752,138	14,843	518,273,031	5.01
10	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨 建債券FD	80,932	6,410	518,774,120	6,391	517,236,412	5.00
11	日本	投資信託受益証券	ノムラブラックロック米国債券 ファンドFD（適格機関投資家専 用）	22,381	10,171	227,637,151	10,198	228,241,438	2.20
12	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・ オーストラリア債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	18,192	11,445	208,207,440	11,449	208,280,208	2.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.14
合 計	99.14

②【投資不動産物件】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23特定期間	(2016年 1月20日)	1,306	1,310	1.0354	1.0384
第24特定期間	(2016年 7月20日)	1,366	1,370	1.0987	1.1017
第25特定期間	(2017年 1月20日)	1,436	1,440	1.0703	1.0733
第26特定期間	(2017年 7月20日)	1,456	1,460	1.0758	1.0788
第27特定期間	(2018年 1月22日)	1,424	1,428	1.0651	1.0681
第28特定期間	(2018年 7月20日)	1,360	1,364	1.0241	1.0271
第29特定期間	(2019年 1月21日)	1,134	1,138	0.9945	0.9975
第30特定期間	(2019年 7月22日)	1,107	1,111	1.0247	1.0277
第31特定期間	(2020年 1月20日)	1,041	1,044	1.0193	1.0223
第32特定期間	(2020年 7月20日)	985	988	0.9872	0.9902
第33特定期間	(2021年 1月20日)	999	1,001	1.0115	1.0145
第34特定期間	(2021年 7月20日)	961	964	0.9894	0.9924
第35特定期間	(2022年 1月20日)	892	895	0.9384	0.9414
第36特定期間	(2022年 7月20日)	715	718	0.7935	0.7965
第37特定期間	(2023年 1月20日)	705	707	0.7856	0.7876
第38特定期間	(2023年 7月20日)	669	670	0.7601	0.7621
第39特定期間	(2024年 1月22日)	646	648	0.7475	0.7495
第40特定期間	(2024年 7月22日)	621	623	0.7365	0.7385
第41特定期間	(2025年 1月20日)	594	595	0.7213	0.7223
第42特定期間	(2025年 7月22日)	288	288	0.7263	0.7273
	2024年 8月末日	625	—	0.7438	—
	9月末日	625	—	0.7476	—
	10月末日	613	—	0.7334	—
	11月末日	612	—	0.7328	—
	12月末日	601	—	0.7240	—
	2025年 1月末日	597	—	0.7256	—

2月末日	598	—	0.7296	—
3月末日	300	—	0.7199	—
4月末日	298	—	0.7214	—
5月末日	293	—	0.7212	—
6月末日	289	—	0.7290	—
7月末日	289	—	0.7290	—
8月末日	288	—	0.7313	—

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23特定期間	(2016年 1月20日)	22,203	22,263	0.7358	0.7378
第24特定期間	(2016年 7月20日)	20,347	20,404	0.7162	0.7182
第25特定期間	(2017年 1月20日)	19,602	19,654	0.7471	0.7491
第26特定期間	(2017年 7月20日)	18,942	18,992	0.7629	0.7649
第27特定期間	(2018年 1月22日)	18,224	18,271	0.7698	0.7718
第28特定期間	(2018年 7月20日)	17,008	17,054	0.7409	0.7429
第29特定期間	(2019年 1月21日)	15,572	15,617	0.6996	0.7016
第30特定期間	(2019年 7月22日)	15,209	15,252	0.7119	0.7139
第31特定期間	(2020年 1月20日)	14,897	14,938	0.7288	0.7308
第32特定期間	(2020年 7月20日)	13,784	13,824	0.6939	0.6959
第33特定期間	(2021年 1月20日)	13,643	13,681	0.7139	0.7159
第34特定期間	(2021年 7月20日)	13,430	13,466	0.7316	0.7336
第35特定期間	(2022年 1月20日)	12,732	12,767	0.7147	0.7167
第36特定期間	(2022年 7月20日)	12,181	12,216	0.7033	0.7053
第37特定期間	(2023年 1月20日)	11,359	11,392	0.6766	0.6786
第38特定期間	(2023年 7月20日)	10,707	10,736	0.7361	0.7381
第39特定期間	(2024年 1月22日)	11,005	11,033	0.7791	0.7811

第40特定期間	(2024年 7月22日)	11,146	11,172	0.8389	0.8409
第41特定期間	(2025年 1月20日)	10,444	10,470	0.8093	0.8113
第42特定期間	(2025年 7月22日)	10,387	10,412	0.8275	0.8295
	2024年 8月末日	10,472	—	0.7935	—
	9月末日	10,529	—	0.7996	—
	10月末日	10,739	—	0.8226	—
	11月末日	10,514	—	0.8096	—
	12月末日	10,694	—	0.8270	—
	2025年 1月末日	10,474	—	0.8143	—
	2月末日	10,224	—	0.7976	—
	3月末日	10,239	—	0.8024	—
	4月末日	9,961	—	0.7841	—
	5月末日	9,986	—	0.7906	—
	6月末日	10,212	—	0.8107	—
	7月末日	10,360	—	0.8265	—
	8月末日	10,342	—	0.8279	—

②【分配の推移】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0180円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0180円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0180円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0180円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0180円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0180円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0180円
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0180円

第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0180円
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0180円
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0180円
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0180円
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0180円
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0180円
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.0150円
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	0.0120円
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.0120円
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.0120円
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.0100円
第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	0.0060円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0120円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0120円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0120円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0120円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0120円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0120円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0120円
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0120円
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0120円
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0120円
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0120円
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0120円
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0120円

第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0120円
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.0120円
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	0.0120円
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.0120円
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.0120円
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.0120円
第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	0.0120円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	収益率
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△3.2%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	7.9%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	△0.9%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	2.2%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.7%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△1.1%
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	4.8%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	1.2%
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△1.4%
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	4.3%
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	△0.4%
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△3.3%
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	△13.5%
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.9%
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	△1.7%

第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	△0.1%
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.1%
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	△0.7%
第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	1.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	収益率
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△8.9%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	△1.0%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6.0%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	3.7%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	2.5%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△4.0%
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	3.5%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	4.1%
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△3.1%
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	4.6%
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	4.2%
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△0.7%
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.1%
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	△2.1%
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	10.6%
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	7.5%
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	9.2%
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	△2.1%

第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	3.7%
---------	-------------------------	------

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラファンドマスタートーズ世界債券Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	195,318,251	53,577,230	1,261,566,016
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	23,311,601	41,024,847	1,243,852,770
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	151,803,383	53,766,262	1,341,889,891
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	245,379,421	233,237,418	1,354,031,894
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	9,179,204	26,116,114	1,337,094,984
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	13,392,387	21,618,241	1,328,869,130
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	6,577,562	194,352,948	1,141,093,744
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	7,445,099	67,433,259	1,081,105,584
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	18,692,290	78,435,166	1,021,362,708
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	6,247,514	29,705,827	997,904,395
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	20,409,680	30,680,562	987,633,513
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	4,783,940	21,021,736	971,395,717
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	6,550,780	27,093,155	950,853,342
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	2,855,962	51,561,872	902,147,432
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	18,677,073	22,908,355	897,916,150
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	1,372,998	19,043,280	880,245,868
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	7,894,059	23,282,087	864,857,840
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	2,544,959	23,021,122	844,381,677
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	3,876,560	23,560,289	824,697,948
第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	1,683,300	429,106,872	397,274,376

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	53,274,464	1,862,229,576	30,176,272,283
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	70,795,711	1,836,862,338	28,410,205,656
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	34,745,165	2,208,241,441	26,236,709,380
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	19,504,455	1,426,543,147	24,829,670,688
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	30,230,575	1,184,185,913	23,675,715,350
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	29,875,437	747,964,602	22,957,626,185
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	23,678,687	721,556,373	22,259,748,499
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	17,514,924	912,368,282	21,364,895,141
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	14,677,280	938,474,452	20,441,097,969
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	32,015,562	607,071,803	19,866,041,728
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	16,465,765	772,108,027	19,110,399,466
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	28,636,231	781,235,739	18,357,799,958
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	12,524,478	556,124,300	17,814,200,136
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	18,472,827	511,569,287	17,321,103,676
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	18,748,447	551,015,530	16,788,836,593
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	18,601,677	2,259,966,766	14,547,471,504
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	16,382,294	438,151,492	14,125,702,306
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	50,368,052	889,100,389	13,286,969,969
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	11,604,427	393,928,163	12,904,646,233
第42特定期間	2025年 1月21日～2025年 7月22日	10,084,706	361,922,030	12,552,808,909

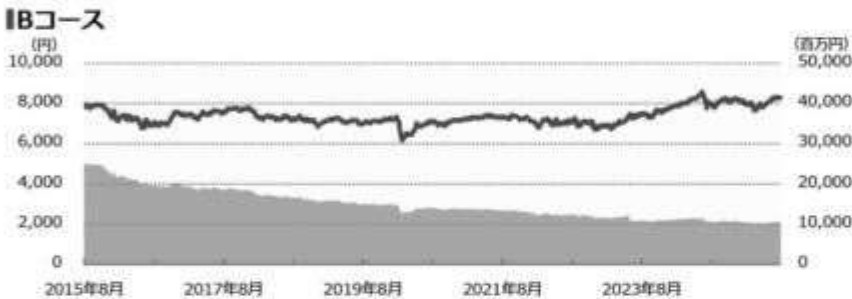
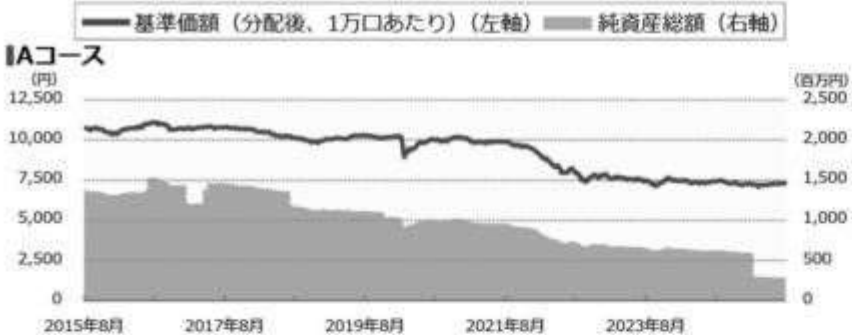
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2025年8月29日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

IAコース		
2025年8月	10	円
2025年7月	10	円
2025年6月	10	円
2025年5月	10	円
2025年4月	10	円
直近1年間累計	150	円
設定来累計	6,080	円

IBコース		
2025年8月	20	円
2025年7月	20	円
2025年6月	20	円
2025年5月	20	円
2025年4月	20	円
直近1年間累計	240	円
設定来累計	8,961	円

■ 主要な資産の状況

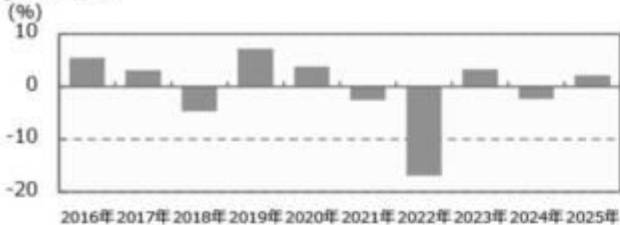
銘柄別投資比率（上位）

IAコース		
順位	銘柄	投資比率（％）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	18.2
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	15.9
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	15.0
4	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	9.7
5	NPEB/バン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC	7.9
6	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	6.8
7	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	5.8
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	5.2
9	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FC	5.0
10	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	5.0

IBコース		
順位	銘柄	投資比率（％）

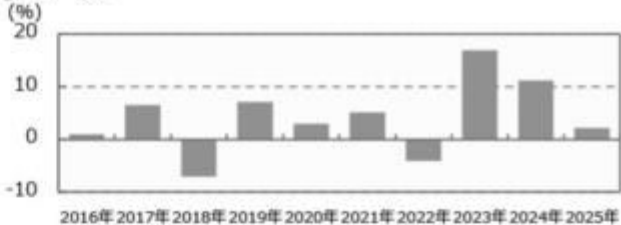
■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■Aコース



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

■Bコース



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○お申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(5)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。[※]

※上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(5)換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2004年7月29日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述

べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年1月21日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025年 1月20日現在)	当期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,604,233	3,870,901
投資信託受益証券	588,245,174	285,273,935
未収入金	880,863	-
未収配当金	748,850	-
未収利息	68	51
流動資産合計	600,479,188	289,144,887
資産合計	600,479,188	289,144,887
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	824,697	397,274
未払解約金	4,364,568	-
未払受託者報酬	16,826	8,372
未払委託者報酬	403,728	200,933
その他未払費用	1,115	549
流動負債合計	5,610,934	607,128
負債合計	5,610,934	607,128
純資産の部		
元本等		
元本	824,697,948	397,274,376
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△229,829,694	△108,736,617
（分配準備積立金）	884,659	744,592
元本等合計	594,868,254	288,537,759
純資産合計	594,868,254	288,537,759
負債純資産合計	600,479,188	289,144,887

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取配当金	3,929,115	3,077,473
受取利息	7,060	13,650
有価証券売買等損益	△5,790,568	3,184,543
その他収益	99,076	12,785
営業収益合計	△1,755,317	6,288,451
営業費用		
受託者報酬	101,279	63,262
委託者報酬	2,430,589	1,518,210
その他費用	6,691	4,151
営業費用合計	2,538,559	1,585,623
営業利益又は営業損失（△）	△4,293,876	4,702,828
経常利益又は経常損失（△）	△4,293,876	4,702,828
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,293,876	4,702,828
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,443	△1,171,806
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△222,482,522	△229,829,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,298,011	118,546,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,298,011	118,546,056
剰余金減少額又は欠損金増加額	997,387	468,086
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	997,387	468,086
分配金	8,356,363	2,859,527
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△229,829,694	△108,736,617

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年 1月21日から2025年 7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2025年 1月20日現在	当期 2025年 7月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 824,697,948口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 397,274,376口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 229,829,694円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 108,736,617円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7213円 (10,000口当たり純資産額) (7,213円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7263円 (10,000口当たり純資産額) (7,263円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日			当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日		
1. 分配金の計算過程 2024年 7月23日から2024年 8月20日まで			1. 分配金の計算過程 2025年 1月21日から2025年 2月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	607,128円	費用控除後の配当等収益額	A	688,831円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	73,430,706円	収益調整金額	C	65,973,290円
分配準備積立金額	D	1,132,000円	分配準備積立金額	D	879,973円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,169,834円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,542,094円
当ファンドの期末残存口数	F	839,472,166口	当ファンドの期末残存口数	F	819,774,819口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	895円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	823円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,678,944円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	819,774円
2024年 8月21日から2024年 9月20日まで			2025年 2月21日から2025年 3月21日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	511,958円	費用控除後の配当等収益額	A	106,523円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,370,334円	収益調整金額	C	33,338,325円
分配準備積立金額	D	895,301円	分配準備積立金額	D	1,200,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,777,593円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,645,293円
当ファンドの期末残存口数	F	836,878,570口	当ファンドの期末残存口数	F	419,438,233口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	881円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	825円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,673,757円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	419,438円
2024年 9月21日から2024年10月21日まで			2025年 3月22日から2025年 4月21日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	136,478円	費用控除後の配当等収益額	A	238,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	71,539,546円	収益調整金額	C	33,072,449円
分配準備積立金額	D	570,375円	分配準備積立金額	D	883,137円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	72,246,399円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,194,572円
当ファンドの期末残存口数	F	836,948,940口	当ファンドの期末残存口数	F	416,091,643口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	863円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	1,673,897円

2024年10月22日から2024年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	259,146円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	69,873,521円
分配準備積立金額	D	706,869円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	70,839,536円
当ファンドの期末残存口数	F	837,041,279口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	846円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	1,674,082円

2024年11月21日から2024年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	403,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	67,706,279円
分配準備積立金額	D	960,519円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	69,070,371円
当ファンドの期末残存口数	F	830,986,330口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	831円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	830,986円

2024年12月21日から2025年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	349,364円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	66,369,383円
分配準備積立金額	D	1,359,992円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	68,078,739円
当ファンドの期末残存口数	F	824,697,948口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	825円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	824,697円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	821円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	416,091円

2025年 4月22日から2025年 5月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	437,943円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	32,457,992円
分配準備積立金額	D	696,199円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	33,592,134円
当ファンドの期末残存口数	F	408,359,774口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	822円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	408,359円

2025年 5月21日から2025年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	420,300円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	31,681,703円
分配準備積立金額	D	711,173円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,813,176円
当ファンドの期末残存口数	F	398,591,850口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	823円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	398,591円

2025年 6月21日から2025年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	411,006円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	31,577,090円
分配準備積立金額	D	730,860円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,718,956円
当ファンドの期末残存口数	F	397,274,376口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	823円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	397,274円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年 1月20日現在	当期 2025年 7月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
期首元本額 844,381,677円	期首元本額 824,697,948円
期中追加設定元本額 3,876,560円	期中追加設定元本額 1,683,300円
期中一部解約元本額 23,560,289円	期中一部解約元本額 429,106,872円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△3,912,763	622,532
合計	△3,912,763	622,532

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	1,897	16,758,098	
		野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	1,374	14,274,486	
		ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	2,829	27,695,910	
		フランクリン・テンプレートン・オーストラリア債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	541	5,565,808	
		ノムラブラックロック米国債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	784	7,761,600	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー米国ハイ・イールド・ボンドFC	6,277	52,161,870	

		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドⅡ－新興国債券FC	6,950	43,110,850	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券 FC	3,604	14,340,316	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドⅡ－米国債券FC	1,950	15,026,700	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドⅡ－欧州債券FC	4,984	45,887,688	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ ボンドFC	2,358	19,826,064	
		NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ ファンドFC	2,937	22,864,545	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：98.9%	36,485	285,273,935	100.0%
	合計			285,273,935	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2025年 1月20日現在)	当期 (2025年 7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	139,361,939	163,714,443
投資信託受益証券	10,307,321,239	10,258,616,298
未収配当金	35,698,430	-
未収利息	906	2,188
流動資産合計	10,482,382,514	10,422,332,929
資産合計	10,482,382,514	10,422,332,929
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,809,292	25,105,617
未払解約金	4,846,217	2,078,821
未払受託者報酬	297,824	296,722
未払委託者報酬	7,147,769	7,121,296
その他未払費用	19,846	19,770
流動負債合計	38,120,948	34,622,226
負債合計	38,120,948	34,622,226
純資産の部		
元本等		
元本	12,904,646,233	12,552,808,909
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,460,384,667	△2,165,098,206
（分配準備積立金）	715,594,821	771,553,493
元本等合計	10,444,261,566	10,387,710,703
純資産合計	10,444,261,566	10,387,710,703
負債純資産合計	10,482,382,514	10,422,332,929

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取配当金	264,730,232	252,244,684
受取利息	130,722	257,684
有価証券売買等損益	△458,505,775	164,751,248
その他収益	1,778,214	883,553
営業収益合計	△191,866,607	418,137,169
営業費用		
受託者報酬	1,741,021	1,679,778
委託者報酬	41,784,542	40,314,495
その他費用	116,007	111,924
営業費用合計	43,641,570	42,106,197
営業利益又は営業損失（△）	△235,508,177	376,030,972
経常利益又は経常損失（△）	△235,508,177	376,030,972
当期純利益又は当期純損失（△）	△235,508,177	376,030,972
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,209,723	△125,713
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,140,829,046	△2,460,384,667
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,665,376	73,539,316
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,665,376	73,539,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,211,645	2,088,885
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,211,645	2,088,885
分配金	156,710,898	152,320,655
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,460,384,667	△2,165,098,206

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2025年 1月21日から2025年 7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2025年 1月20日現在	当期 2025年 7月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 12,904,646,233口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 12,552,808,909口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,460,384,667円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,165,098,206円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8093円 (10,000口当たり純資産額) (8,093円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8275円 (10,000口当たり純資産額) (8,275円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日			当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日		
1. 分配金の計算過程 2024年 7月23日から2024年 8月20日まで			1. 分配金の計算過程 2025年 1月21日から2025年 2月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,985,960円	費用控除後の配当等収益額	A	37,365,333円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,191,961円	収益調整金額	C	45,378,652円
分配準備積立金額	D	654,794,026円	分配準備積立金額	D	711,381,974円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	740,971,947円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	794,125,959円
当ファンドの期末残存口数	F	13,222,583,244口	当ファンドの期末残存口数	F	12,828,607,259口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	560円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	619円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,445,166円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,657,214円
2024年 8月21日から2024年 9月20日まで			2025年 2月21日から2025年 3月21日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,480,257円	費用控除後の配当等収益額	A	35,714,746円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,088,011円	収益調整金額	C	45,274,034円
分配準備積立金額	D	665,657,765円	分配準備積立金額	D	720,492,480円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	749,226,033円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	801,481,260円
当ファンドの期末残存口数	F	13,170,028,448口	当ファンドの期末残存口数	F	12,782,622,626口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	568円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	626円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,340,056円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	25,565,245円
2024年 9月21日から2024年10月21日まで			2025年 3月22日から2025年 4月21日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,920,346円	費用控除後の配当等収益額	A	35,353,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,996,122円	収益調整金額	C	45,219,588円
分配準備積立金額	D	674,279,714円	分配準備積立金額	D	726,511,836円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	762,196,182円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	807,085,095円
当ファンドの期末残存口数	F	13,121,598,127口	当ファンドの期末残存口数	F	12,712,337,723口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	580円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	26,243,196円

2024年10月22日から2024年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,814,487円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,638,967円
分配準備積立金額	D	683,689,315円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	767,142,769円
当ファンドの期末残存口数	F	13,001,103,306口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	590円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	26,002,206円

2024年11月21日から2024年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,482,499円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,487,626円
分配準備積立金額	D	691,991,439円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	777,961,564円
当ファンドの期末残存口数	F	12,935,491,096口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	601円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,870,982円

2024年12月21日から2025年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,630,725円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,562,990円
分配準備積立金額	D	704,773,388円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	786,967,103円
当ファンドの期末残存口数	F	12,904,646,233口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	609円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,809,292円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	634円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,424,675円

2025年 4月22日から2025年 5月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,588,213円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,150,051円
分配準備積立金額	D	734,213,983円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	818,952,247円
当ファンドの期末残存口数	F	12,674,426,522口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	646円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,348,853円

2025年 5月21日から2025年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,988,344円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,028,285円
分配準備積立金額	D	744,582,536円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	829,599,165円
当ファンドの期末残存口数	F	12,609,525,883口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	657円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,219,051円

2025年 6月21日から2025年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,734,551円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	44,893,146円
分配準備積立金額	D	755,924,559円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	841,552,256円
当ファンドの期末残存口数	F	12,552,808,909口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	670円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	25,105,617円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2025年 1月20日現在	当期 2025年 7月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
期首元本額 13,286,969,969円	期首元本額 12,904,646,233円
期中追加設定元本額 11,604,427円	期中追加設定元本額 10,084,706円
期中一部解約元本額 393,928,163円	期中一部解約元本額 361,922,030円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日	当期 自 2025年 1月21日 至 2025年 7月22日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△156,401,775	310,553,467
合計	△156,401,775	310,553,467

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラマッコーリー豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	56,819	623,418,068	
		野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	34,917	511,289,631	
		ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	71,097	1,047,401,004	
		フランクリン・テンプレートン・オーストラリア債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	18,192	208,844,160	
		ノムラブラックロック米国債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	22,381	226,719,530	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー米国ハイ・イールド・ボンドFD	125,067	1,810,469,892	

		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	135,371	1,512,635,554	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD	80,932	517,802,936	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FD	32,050	538,055,400	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	103,387	1,689,033,419	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	50,336	729,066,624	
		NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD	77,820	843,880,080	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：98.8%	808,369	10,258,616,298	100.0%
	合計			10,258,616,298	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

2025年8月29日現在

I 資産総額	289,269,877円
II 負債総額	788,503円
III 純資産総額（I－II）	288,481,374円
IV 発行済口数	394,476,771口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7313円

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2025年8月29日現在

I 資産総額	10,356,768,537円
II 負債総額	14,130,081円
III 純資産総額（I－II）	10,342,638,456円
IV 発行済口数	12,492,862,421口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8279円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託

者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

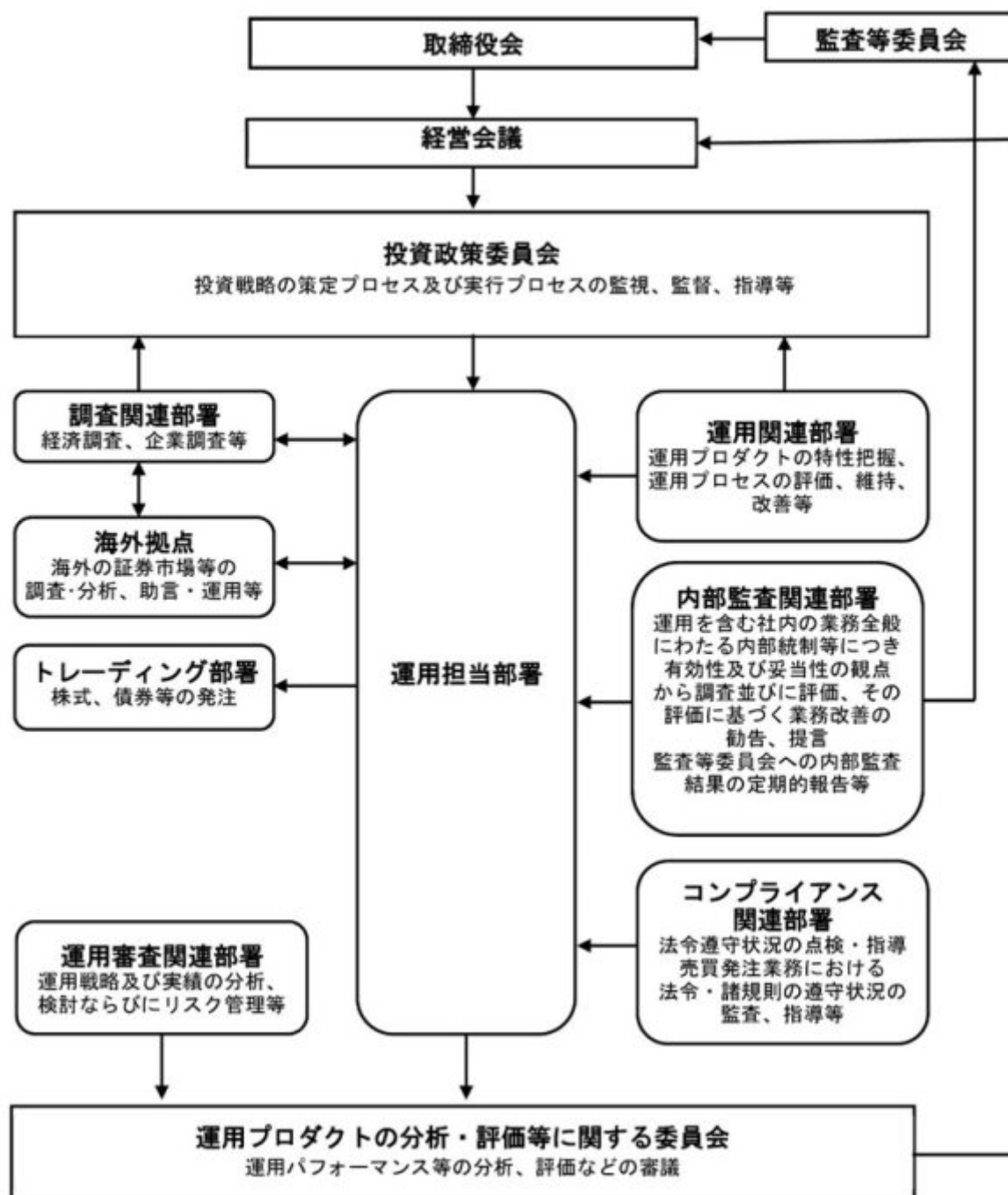
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192

単位型株式投資信託	129	721,300
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型公社債投資信託	376	618,921
合計	1,429	68,639,445

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		7,405	8,177
金銭の信託		44,745	46,810
前払金		7	12
前払費用		852	1,019
未収入金		1,023	666
未収委託者報酬		31,788	34,911
未収運用受託報酬		5,989	7,066
短期貸付金		757	2,242
その他		169	195
貸倒引当金		△18	△21
流動資産計		92,719	101,080
固定資産			
有形固定資産		945	881
建物	※ 2	595	589
器具備品	※ 2	350	292
無形固定資産		5,658	6,889
ソフトウェア		5,658	6,888
その他		0	0
投資その他の資産		17,314	14,923
投資有価証券		1,813	2,164
関係会社株式		9,535	6,584
長期差入保証金		519	521

長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)		
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10,830円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり

ます。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕（1）に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメント U．S． A．インク	ニ ュ ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
- (*2) ノムラ・アセット・マネジメント U．S．A．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 2025年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2025年8月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合があります。また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合、及び投資家の理解を助けるため、文言を付記する場合があります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手

できる旨を記載する場合があります。

- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。